

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 6 年 (2024 年) 1 月 19 日作成)

[所管 : 市議会事務局総務課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市議会の個人情報の保護に関する条例	条例 24 条 から 28 条	自己情報の開示請求に対する決定	A	A
2	豊中市議会の個人情報の保護に関する条例	条例 34 条 から 37 条	自己情報の訂正請求に対する決定	A	A
3	豊中市議会の個人情報の保護に関する条例	条例 41 条 から 43 条	自己情報の利用停止請求に対する決定	A	A

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	自己情報の開示請求に対する決定	
根拠法令及び条項	豊中市議会の個人情報の保護に関する条例第 24 条から第 28 条	
所管部課（室）係名	市議会事務局総務課	
審査基準	関係条項	条例第 19 条
	基準	<p>下記の通り、書面を議長に提出すること。</p> <p>第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 (令和 5 年 4 月 1 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	開示請求があった日から 14 日以内
	内訳	<p>経由期間 日</p> <p>処分期間 14 日間</p>
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 (令和 5 年 4 月 1 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	自己情報の訂正請求に対する決定	
根拠法令及び条項	豊中市議会の個人情報の保護に関する条例第 34 条から第 37 条	
所管部課（室）係名	市議会事務局総務課	
審査基準	関係条項	条例第 31 条および第 32 条
	基準	<p>下記の通り開示を受けた日から 90 日以内に書面を議長に提出すること。</p> <p>第 31 条 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならない。</p> <p>(訂正請求の手続) 第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 (令和 5 年 4 月 1 日最終変更)
	標準処理期間	訂正請求があった日から 30 日以内
標準処理期間	内訳	<p>経由期間 日</p> <p>処分期間 30 日間</p>
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 (令和 5 年 4 月 1 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	自己情報の利用停止請求に対する決定	
根拠法令及び条項	豊中市議会の個人情報の保護に関する条例第 41 条から第 43 条	
所管部課（室）係名	市議会事務局総務課	
審査基準	関係条項	条例第 38 条および第 39 条
	基準	<p>下記の通り開示を受けた日から 90 日以内に書面を議長に提出すること。</p> <p>第 38 条 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならない。</p> <p>(利用停止請求の手続) 第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 (令和 5 年 4 月 1 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	利用停止請求があった日から 30 日以内
	内訳	<p>経由期間 日</p> <p>処分期間 90 日間</p>
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 (令和 5 年 4 月 1 日最終変更)
備考		